定数削減の考え方について

◎ 将来推計人口と定数試算

	【 人　口 】
２０１５年	約 １ 億 ２,４２８ 万人 【平成 27(2015)年国勢調査】
２０３０年	約 １ 億 １,５９１ 万人 【将来推計人口】
（減少率）	▲ ６.７％
	現行定数４６５を６.７％削減すると ４６５議席×６.７％≒３１議席

※ 平成 27（2015）年国勢調査の人口は、外国人・国籍不明者を除く日本人人口。

※ 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計)」（令和５年４月 26 日公表）における「日本人人口 出生中位（死亡中位）推計」を使用。外国人・国籍不明者も除外。

※ 人口推計値を用いた立法例としては、「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 49 号)」（いわゆる衆議院選挙制度改革関連法（議員立法））において、平成 27 年国勢調査人口に加え、平成 32 年見込人口を使用して、最大較差２倍未満を基本とするよう小選挙区の区割り改定案の作成を行う旨を定めた例あり。

要綱第二・一・２・⑴関係

各比例ブロックの定数削減について

各比例ブロックの定数は、国民の人口動態を反映して定数削減を行う趣旨を踏まえ、以下のとおりとする。

中国ブロックと四国ブロックを統合し、直近の令和７年国勢調査（確定値）に基づき、アダムズ方式により比例定数 31 削減を各 10 ブロックに反映。

※現行法上は、令和７年国勢調査は中間調査に当たるため各比例ブロックの定数変更は行わない取扱いになっている。

注：（　）は現行定数との比較

ブロック	人口 R7 国勢調査 （確定値）	現行	10 ブロック 定数:145（−31） ※R7 国勢調査（確定値）	（参考）※R7 国勢調査（確定値）に基づく試算	
				11 ブロック 定数:176（±0）	11 ブロック 定数:145（−31）
北 海 道	4,914,280	8	6(−2)	8(±0)	6(−2)
東　　北	7,994,044	12	10(−2)	12(±0)	10(−2)
北 関 東	13,342,953	19	16(−3)	20(+ 1)	16(−3)
南 関 東	15,723,496	23	19(−4)	23(±0)	19(−4)
東　　京	13,543,763	19	16(−3)	20(+ 1)	16(−3)
北陸信越	6,695,842	10	8(−2)	10(±0)	8(−2)
東　　海	13,952,760	21	17(−4)	20(− 1)	17(−4)
近　　畿	19,529,258	28	23(−5)	28(±0)	23(−5)
中国四国	10,210,450	※16	13(−3)	※16	※13
中国	6,773,717	10		10(±0)	8(−2)
四国	3,436,733	6		5(− 1)	5(−1)
九　　州	13,603,924	20	17(−3)	20(±0)	17(−3)

要綱第二・一・２・⑵関係

衆議院比例選挙における政党等演説会につき使用する立札・看板等の個数について

現行制度

・ 政党等演説会の開催中は、立札・看板等を会場前に掲示しなければならないが、その数は選挙区（比例ブロック）ごとに８以内とされている。
・ このため、政党等演説会は、選挙区ごとに、８を超えて同時開催ができない。
・ なお、同立札・看板等は、政党等演説会の会場外のいずれの場所でも選挙運動のために使用することができる。

【ブロック再編の影響】

仮に 10 ブロックに再編した場合、各選挙区に含まれる都道府県数は以下のとおり。再編後の中国・四国選挙区においては、立札・看板等の使用（演説会の同時開催）可能数以上の都道府県を包含することとなる。

選挙区	都道府県数	
	現行	**再編後**
北 海 道	1	**1**
東　　北	6	**6**
北 関 東	4	**4**
南 関 東	3	**3**
東 京 都	1	**1**
北陸信越	5	**5**
東　　海	4	**4**
近　　畿	6	**6**
中国・四国	–	**9**
中　　国	5	-
四　　国	4	-
九　　州	8	**8**

【制度の見直しの方向性】

案：「選挙区ごとに**９**以内」とする。

＜考え方＞

制度創設時に１ブロックの最大都道府県数（九州の８）が考慮されたことを踏まえ、ブロック再編により最大都道府県数が変わる（中国・四国の９）ことから、見直しを行う。

<参考法令>

（個人演説会等の会場の掲示の特例）

第 164 条の２　衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは都道府県知事の候補者、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等は、その個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の開催中、次項に規定する立札又は看板の類を、会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

２　前項の規定により個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類は、縦 273 センチメートル、横 73 センチメートルを超えてはならないものとし、これらには、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところの表示をしなければならない。この場合において、政党演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類について当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。

３　前項に規定する立札及び看板の類の数は、候補者にあつては当該選挙ごとに通じて５（参議院合同選挙区選挙の候補者にあつては、10）を、候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに通じて２に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数を、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに通じて８を、超えることができない。この場合において、政党演説会の会場前に掲示する同項に規定する立札及び看板の類の選挙区ごとの数は、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに通じて２以内とする。

４　第 2 項に規定する立札及び看板の類を除くほか、第 1 項の個人演説会、政党演説会又は政党等演説会につき選挙運動のために使用する文書図画は、第 143 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の会場外においては掲示することができない。

５　第 2 項に規定する立札及び看板の類は、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の会場外のいずれの場所（候補者届出政党の使用するものにあつてはその届け出た候補者に係る当該選挙区の区域内に、衆議院名簿届出政党等の使用するものにあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内に限る。）においても選挙運動のために使用することができる。ただし、当該立札及び看板の類の掲示箇所については、第 145 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

６　略

※平成８年の選挙運動の方法や数量に関する合理化に際して規定が設けられて以降、改正は無い。

要綱第二・一・３関係

比例代表における議席配分方式　（ドント式、サン・ラグ式、修正サン・ラグ式）

ドント式

○ 各政党の得票を、自然数１、２、３…で順に除していき、政党別に商の大きい順に議席を配分する方法。
○ 現行の衆・参比例代表選挙で採用。

【採用事例】
日本（衆・参）、スペイン下院、ベルギー下院

【議席配分の例（議席数：９）】

	A党	B党	C党	D党	合計
比例得票数	５５０	２２０	１７０	６０	1,000
除数					
1	550 ①	220 ③	170 ⑤	60	
2	275 ②	110 ⑦	85	30	
3	183 ④	73	57	20	
4	138 ⑥	55	43	15	
5	110 ⑦	44	34	12	
6	92 ⑨	37	28	10	
7	79	31	24	9	
当選人数	6	2	1	0	9

サン・ラグ式

○ 各政党の得票を、奇数１、３、５…で順に除していき、政党別に商の大きい順に議席を配分する方法。
○ ドント式よりも中小政党に有利な配分となる。

【採用事例】
ニュージーランド、ラトヴィア（両国とも一院制）

【議席配分の例（議席数：９）】

	A党	B党	C党	D党	合計
比例得票数	５５０	２２０	１７０	６０	1,000
除数					
1	550 ①	220 ②	170 ④	60 ⑨	
3	183 ③	73 ⑦	57	20	
5	110 ⑤	44	34	12	
7	79 ⑥	31	24	9	
9	61 ⑧	24	19	7	
11	50	20	15	5	
13	42	17	13	5	
当選人数	5	2	1	1	9

修正サン・ラグ式

○ 各政党の得票を、１.４、３、５、７…で順に除していき、政党別に商の大きい順に議席を配分する方法。
○ 過度に小政党に有利とならない配分となる。

【採用事例】
スウェーデン（一院制、2014年以前）、ノルウェー（一院制）

【議席配分の例（議席数：９）】

	A党	B党	C党	D党	合計
比例得票数	５５０	２２０	１７０	６０	1,000
除数					
1.4	393 ①	157 ③	121 ④	43	
3	183 ②	73 ⑦	57 ⑨	20	
5	110 ⑤	44	34	12	
7	79 ⑥	31	24	9	
9	61 ⑧	24	19	7	
11	50	20	15	5	
13	42	17	13	5	
当選人数	5	2	2	0	9

要綱第二・二・１関係

供託物の没収額の算定方法の見直しについて

現行制度

没収額

＝ 供託額（＝重複立候補の名簿登載者数×300 万円＋比例単独の名簿登載者数×600 万円）

－（重複立候補のうち小選挙区当選人数×300 万円＋比例当選人数×600 万円×2）

A　　B

（参考：参議院比例選挙）

没収額 ＝ 供託額（名簿登載者数×600 万円）－（比例当選人数×600 万円×2）

＜趣旨＞

選挙運動量の増加を目的とした多数の名簿登載を防止

→ 選挙結果（当選者数）と没収額を連動

【見直しの目的】

各政党において比例名簿登載者の不足が生じることなく候補者を擁立できるよう、比例代表における供託物の没収額を引き下げる。

【改正案】

○上記Ｂの「２倍」を「2.5 倍」に引き上げる。

＜考え方＞

今回の比例制度見直しにより、各党の名簿登載者数を増加させる際、供託物の負担（没収額）が過大とならないよう、比例当選人数に応じた供託物の返還額（上記Ｂの額）が大きくなるように見直す。

供託金没収基準の引き下げ（試算）

※供託額	（300万円×重複立候補者数）＋（600万円×純粋比例代表候補者数）
※没収額	供託額ー（300万円×重複立候補者のうち小選挙区選挙の当選人数＋600万円×比例代表選挙の当選人数×２）

自民党	名簿登載者数	重複 300万円 立候補者数	重複 300万円 供託金（万円）	純粋比例 600万円 純粋比例	純粋比例 600万円 （万円）	供託額（万円）	重複立候補者のうち小選挙区選挙の当選人数	返還額1（万円）	比例代表選挙の当選人数	倍数	返還額2（万円）	返還額合計（万円）	没収額（万円）
東　京	32	29	8,700	3	1,800	10,500	29	8,700	3	2	3,600	12,300	−1,800
南関東	35	32	9,600	3	1,800	11,400	31	9,300	4	2	4,800	14,100	−2,700
北陸信越	20	17	5,100	3	1,800	6,900	17	5,100	3	2	3,600	8,700	−1,800
中　国	21	16	4,800	5	3,000	7,800	16	4,800	5	2	6,000	10,800	−3,000

※没収額がマイナスとなる場合は０

※名簿登載者が不足しなかった場合

	実際の獲得議席	獲得するはずたっだ議席数	（差）
東　京	3	8	5
南関東	4	10	6
北陸信越	3	5	2
中　国	5	6	1

※名簿登載不足分の候補者を純粋比例候補として立候補した場合（当選者数は変わらないことを前提）

自民党	名簿登載者数	重複 300万円 立候補者数	重複 300万円 供託金（万円）	純粋比例 600万円 純粋比例	純粋比例 600万円 （万円）	供託額（万円）	重複立候補者のうち小選挙区選挙の当選人数	返還額1（万円）	比例代表選挙の当選人数	倍数	返還額2（万円）	返還額合計（万円）	没収額（万円）
東　京	37	29	8,700	8	4,800	13,500	29	8,700	3	2	3,600	12,300	1,200
南関東	41	32	9,600	9	5,400	15,000	31	9,300	4	2	4,800	14,100	900
北陸信越	22	17	5,100	5	3,000	8,100	17	5,100	3	2	3,600	8,700	−600
中　国	22	16	4,800	6	3,600	8,400	16	4,800	5	2	6,000	10,800	−2,400

※没収額がマイナスとなる場合は０

令和８年衆議院総選挙において、自民党の比例名簿に比例候補を追加登載した場合に、今回の選挙結果（当選者は変えず）で供託金の没収を免れる基準を試算。

（試算１）

没収基準の算式のうち「比例当選人数×６００万円×２」を「比例当選人数×６００万円×２.５」とする

	比例代表選挙の当選人数	倍数	返還額2（万円）	返還額合計（万円）	没収額（万円）
東　京	3	2.5	4,500	13,200	300
南関東	4	2.5	6,000	15,300	−300
北陸信越	3	2.5	4,500	9,600	−1,500
中　国	5	2.5	7,500	12,300	−3,900

※没収額がマイナスとなる場合は０

（試算２）

没収基準の算式のうち「比例当選人数×６００万円×２」を「比例当選人数×６００万円×３」とする

	比例代表選挙の当選人数	倍数	返還額2（万円）	返還額合計（万円）	没収額（万円）
東　京	3	3	5,400	14,100	−600
南関東	4	3	7,200	16,500	−1,500
北陸信越	3	3	5,400	10,500	−2,400
中　国	5	3	9,000	13,800	−5,400

※没収額がマイナスとなる場合は０

要綱第二・二・２関係

「比例名簿不足」が生じた例

○平成 17 年衆院選	東　京（17）：自民１	→	社民１
○平成 21 年衆院選	東　海（21）：みんな１※	→	民主１
	近　畿（29）：民主２、みんな１※	→	自民２、公明１
○平成 29 年衆院選	東　海（21）：立憲１	→	自民１
○令和 3 年衆院選	東　海（21）：れいわ１※	→	公明１
○令和 6 年衆院選	北関東（19）：国民１	→	公明１
	東　海（21）：国民２	→	自民１、立憲１

（）内は当時の定数。※は重複立候補者が供託金没収点を超えられなかったケース。

○令和 8 年衆院選

	定数	当選人不足数	不足数／定数	再選挙の要否	他党に譲った議席の内訳
南関東	23	6	26.1%	再選挙	自民６→中道２、維新１、国民１、みらい１、れいわ１
東　京	19	5	26.3%	再選挙	自民５→中道２、国民１、参政１、みらい１
北陸信越	10	2	20.0%	―	自民２→中道２
近　畿	28	2	7.1%	―	みらい２※→中道１、維新１
中　国	10	1	10.0%	―	自民１→維新１

比例については、定数の４分の１を超える当選人の不足が生じた場合、再選挙の実施が必要（公職選挙法 110 条１項１号）。名簿不足分を当選人の不足とした場合、南関東ブロック・東京ブロックは、この要件に該当。一方、再選挙の実施まで至らないブロックは、更なる欠員が出て補欠選挙が行われない限り、国会議員数が定数より少なくなる。

衆・比例選挙における比例名簿登載者不足の際の当選人決定方法

【現行制度】

○　公職選挙法

（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人）

第９５条の２　衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、各衆議院名簿届出政党等の得票数を一から当該衆議院名簿届出政党等に係る衆議院名簿登載者（…）の数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えて当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにある商で各衆議院名簿届出政党等の得票数に係るものの個数をもつて、それぞれの衆議院名簿届出政党等の当選人の数とする。

２～６　〔略〕

⇒　名簿登載者を超える整数で除した商は、当選人決定には使われない（下記例で言うと、Ａ党の名簿登載者数は３人なので、÷４、÷５の数値は、当選人決定には使われない）。

【例】比例ブロックの定数が 10 人である場合

	得票数	届出時名簿登載者	うち小選挙区当選者数※	うち供託物没収点未満の者数※	名簿登載者	÷１	÷２	÷３	÷４	÷５	当選人数
Ａ党	1,400,000	２０	１７	０	３	1,400,000 ①	700,000 ②	466,667 ④	(350,000)	(280,000)	３
Ｂ党	650,000	１５	０	０	１５	650,000 ③	325,000 ⑤	216,667 ⑨	162,500 ⑩	130,000	４
Ｃ党	300,000	５	０	１	４	300,000 ⑥	150,000	100,000	75,000	(60,000)	１
Ｄ党	270,000	４	０	０	４	270,000 ⑦	135,000	90,000	67,500	(54,000)	１
Ｅ党	250,000	５	０	２	３	250,000 ⑧	125,000	83,333	(62,500)	(50,000)	１

※　第９５条の２第５項・第６項により、重複立候補者のうち、小選挙区当選者及び小選挙区の得票が供託物没収点に届かない者は、名簿に記載されていないものとみなされる。

【改正案】

・各政党の比例名簿登載者が不足した場合には、不足分を当選人の不足の扱いとする。

【例】比例ブロックの定数が 10 人である場合

	得票数	届出時 名簿登載者	うち小選挙区 当選者数※	うち供託物没収 点未満の者数	名簿 登載者	÷１	÷２	÷３	÷４	÷５	当選 人数
A 党	1,400,000	２０	１７	0	3	1,400,000 ①	700,000 ②	466,667 ④	(350,000) ⑤※	(280,000) ⑧※	3
B 党	650,000	１５	0	0	１５	650,000 ③	325,000 ⑥	216,667	162,500	130,000	2
C 党	300,000	5	0	1	4	300,000 ⑦	150,000	100,000	75,000	(60,000)	1
D 党	270,000	4	0	0	4	270,000 ⑨	135,000	90,000	67,500	(54,000)	1
E 党	250,000	5	0	2	3	250,000 ⑩	125,000	83,333	(62,500)	(50,000)	1

※Ａ党の名簿登載者数を超えた分（２名）は欠員となる。

※定数の４分の１を超える当選人の不足が生じた場合、再選挙の実施が必要（公職選挙法 110 条 1 項 1 号）となる。前回の衆院選で上記【改正案】の制度が導入されていたとした場合には、南関東ブロック・東京ブロックは、この要件に該当し再選挙となる。北陸信越ブロックも、あと 1 人名簿不足による欠員が出ると再選挙の実施が必要となる（同法 113 条 1 項 2 号）。

要綱第二・二・３関係

重複立候補における比例復活当選基準の引き上げ

○　公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人）

第 95 条の２　〔略〕

２～５　〔略〕

６　第１項、第２項及び第４項の場合において、当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においてその得票数が第 93 条第１項第１号※に規定する数に達しなかつた衆議院名簿登載者があるときは、当該衆議院名簿登載者は、衆議院名簿に記載されていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（公職の候補者に係る供託物の没収）

第 93 条　第 86 条第１項から第３項まで若しくは第８項…の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第１項の供託物は、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては国庫に、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙にあつては当該地方公共団体に帰属する。

一　衆議院（小選挙区選出）議員の選挙　有効投票の総数の 10 分の１

二～四　〔略〕

①供託物没収点

２　〔略〕

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人）

第 95 条　衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならない。

一　衆議院（小選挙区選出）議員の選挙　有効投票の総数の６分の１以上の得票

二～四　〔略〕

②法定得票数

２　〔略〕

※　供託金没収点に達しなかった重複立候補者の比例選挙における当選の排除の規定は、平成 12 年改正で設けられたもの。

この公選法改正は、提出時には「法定得票数（②）未満の者」を対象としていたが、各党間で協議の結果、少数政党の実情に配慮する必要があるとの観点から、衆議院における修正により「供託金没収点（①）未満の者」を対象とするよう修正された。

【改正案】

・ 比例重複立候補者の復活の基準を、「供託金没収点（①）未満の者」から「法定得票数（②）未満の者」に変更する。

衆議院比例代表制度における統一名簿について（イメージ）

要綱第三・一関係

	【選挙前】	【選挙期間中】	【選挙後】
【現行制度】	A党 B党 A党、B党を存続させたまま、比例代表の名簿を統一的に届け出ることはできないため、新しい政党（政治団体）を結成することが必要 ❶ 離党→新党結成 ❷ 新設合併	（名簿届出政党等） 新党C ※A党もしくはB党のどちらかが存続し合併することもある	新党C ※A党もしくはB党
【新制度】	A党 B党 重複立候補	政党連合 X A党 B党	引き続き、選挙前の所属政党で活動 A党 B党
【検討課題】	○ 統一名簿の届け出 ・届出の主体 ・届出事項 ・A党、B党単独による届け出の可否　等	○ 制度・仕組みの在り方 ・ブロックごとの取扱い ・統一できる関係政党の数の制限　等 ○ 重複立候補の在り方 ・小選挙区における統一名簿登載者の重複立候補の可否、所属政党　等 ○ 選挙運動の在り方 （政党連合としての選挙運動規制のかけ方） ・量的制限 ・収支報告の取扱い　等 ○ 投票の効果 ・「A党」や「B党」と記載された投票の扱い　等	○ 政党交付金の算定方法 ・得票数割による算定 ○ 政治資金の取扱い

要綱第四・三関係

衆議院比例選挙における選挙運動用自動車の台数について

現行制度

選挙区（比例ブロック）ごとに１台＋名簿登載者数（重複立候補者を含む）が５人を超える場合、その超える数が 10 人を増すごとに１台追加

※ 名簿登載者数が 14 人まで： １台、15 人～24 人： ２台、25 人～34 人： ３台・・・

【定数削減・ブロック再編の影響】

仮に比例定数を 31 削減し、ブロックを 10 に再編した場合、各選挙区の定数は以下のとおり（R7 国調ベース）。再編後の中国四国選挙区においては、比例定数と同数の名簿登載者を確保するだけでは、運動用自動車を１台しか使用できなくなる。

選挙区	定数（R7 国調ベース）		
	現行	**再編後**	増減
北 海 道	8	**6**	-2
東　　北	12	**10**	-2
北 関 東	19	**16**	-3
南 関 東	23	**19**	-4
東 京 都	19	**16**	-3
北陸信越	10	**8**	-2
東　　海	21	**17**	-4
近　　畿	28	**23**	-5
中国四国	（計 16）	**13**	（-3）
中　　国	10	-	-
四　　国	6	-	-
九　　州	20	**17**	-3
計	176	**145**	-31

【制度の見直しの方向性】

案：**当分の間**、中国・四国ブロックに限って、以下のとおりとする。

「名簿登載者数が 14 人まで： **２台**、15 人～24 人： ２台、25 人～34 人： ３台・・・」

＜考え方＞　現行、各ブロック最低１台は使用可能であることを踏まえ、再編の経過措置として一定期間、中国・四国選挙区において、重複立候補を考慮せずとも再編前のブロック単位で１台ずつ使用可能とする。

<参考法令>

●公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）　抄

（自動車、船舶及び拡声機の使用）

第 141 条　略

２　略

３　衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数が 5 人を超える場合においては、その超える数が 10 人を増すごとにこれらに加え自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができる。ただし、拡声機については、政党等演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

４～８　略

※平成６年の衆議院比例代表選挙開始時に規定が設けられて以降、改正は無い。

<R8 年第 51 回総選挙のケース>

政党名	名簿登載者数			現行規定における台数			再編後の台数	
	中国	四国	合計	中国	四国	合計	現行規定	案１
自　民	21	15	36	2	2	4	4	4
中　道	15	6	21	2	1	3	2	2
維　新	2	2	4	1	1	2	1	2
国　民	6	4	10	1	1	2	1	2
参　政	5	2	7	1	1	2	1	2
共　産	1	1	2	1	1	2	1	2

（※ 再編後の台数は、仮に名簿登載者数が変わらないものとした場合の試算）

その他

新聞広告の寸法等が最大となる名簿登載者数について

【現行制度】

○　公職選挙法

（新聞広告）

第１４９条　〔略〕

２　衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（２８人を超える場合においては、２８人とする。以下この章において同じ※。）に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関して広告をすることができる。

※その他、政見放送の時間（第１５０条第５項）、選挙公報の寸法（第１６９条第３項）について、この規定が適用されている。

【概要】

・新聞広告の寸法・回数等については、選挙区ごとに衆議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定めることとしている。

・その上で、新聞広告の寸法・回数等が最大となる名簿登載者数についても、公職選挙法において定めている。

・この数については、過去の比例定数の削減に際し、最大定数のブロックの寸法・回数等が最大となるように改正されている。

平成 ６年（制度創設時）　～　３１　（比例の総定数：200、最大定数ブロックの定数 33）

⇒　平成 12 年（比例定数 20 減）～　２８　（比例の総定数：180、最大定数ブロックの定数 28）

⇒　平成 28 年（比例定数 ４減）～　２８　（比例の総定数：176、最大定数ブロックの定数 28）

【改正案】

・上記の「２８」を「２２」に改める。（過去の例に倣い、最大定数の近畿ブロック（23 人）の寸法・回数等が最大となるように改正する。）

※ 改正を行わない場合、近畿ブロックの定数と同じ数の名簿登載者を確保したとしても、新聞広告の最大限の利用ができなくなる。（次頁）

（参考：公職選挙法施行規則で定める寸法・回数の改正イメージ）

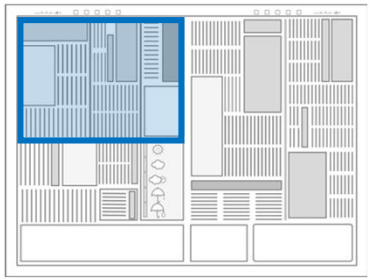
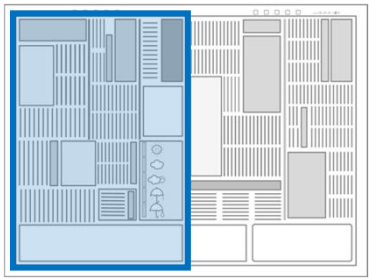
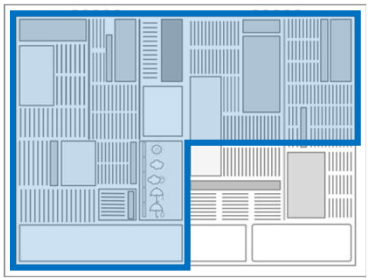
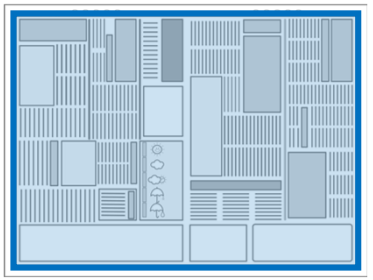
（改正前）

衆議院名簿登載者の数	寸法	回数
１人から９人まで	横 38.5cm、縦８段組以内	16 回以内
10 人から 18 人まで	横 38.5cm、縦 16 段組以内	32 回以内
19 人から 27 人まで	横 38.5cm、縦 24 段組以内	48 回以内
28 人以上	横 38.5cm、縦 32 段組以内	64 回以内

（改正後）

衆議院名簿登載者の数	寸法	回数
１人から７人まで	横 38.5cm、縦８段組以内	16 回以内
８人から 14 人まで	横 38.5cm、縦 16 段組以内	32 回以内
15 人から 21 人まで	横 38.5cm、縦 24 段組以内	48 回以内
22 人以上	横 38.5cm、縦 32 段組以内	64 回以内

新聞広告に関する改正のイメージ

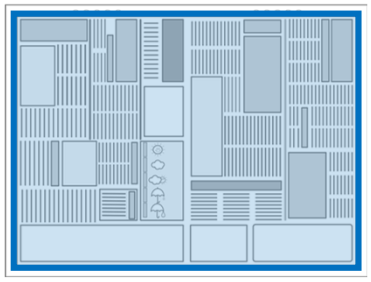
衆議院名簿登載者の数に応じて寸法、回数等を規定

＜現　行＞	１～９人	10～18人	19～27人	28人～
	↓	↓	↓	↓
＜改正後＞	１～７人	８～14人	15～21人	22人～

最大定数のブロック（近畿：28人→23人）の寸法等が最大となるように公選法において規定

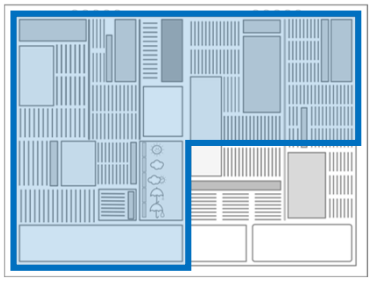
近畿ブロックの定数と同じ数の名簿登載者を確保した場合

＜現　行＞



近畿ブロック：28人

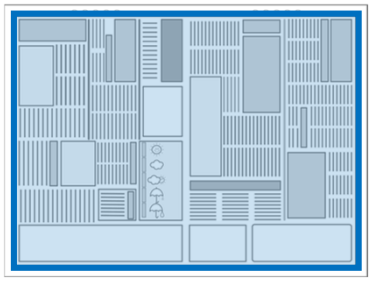
＜改正せずに定数削減した場合＞



近畿ブロック：23人

※　改正を行わない場合、新聞広告の最大限の利用ができなくなる。

＜改正後＞



近畿ブロック：23人

※　新聞広告の最大限の利用ができるよう法改正を行う。